

速度抑制装置に関するお願い事項

1. SLDの部品注文は出来るだけ早めにお願いします。

通常は1ヶ月前、遅くとも2週間お時間をいただければ、特殊な仕様や部品以外は納入可能です。また、この旨はお客様各位へもお伝えください。

2. SLDの部品注文時は、車検証で次の内容を販売会社にお伝えください。

★車両型式、車台番号、原動機の型式に加えて、必ず「車検満了日」。

3. 現在では、生産計画の前倒し（在庫の積み増し）や、カーメーカーによる集中管理、車検満了日が近づいている車両からの優先納入の実施などによって、対応遅れはほぼ解消しています。

カーメーカーへのお問い合わせが御座いましたら、添付の「相談窓口」に連絡をお願いします。

4. SLD装着の前提条件として、速度計の機能が保安基準に適合していることを必ず確認してください。

-以上-